

## Projectteam・3PLAY 設置要綱

### (目 的)

第1条 次代を担う若者の視点から三宅島の産業発展に期する具体的な方向性や振興策を提言し、島内の産業活性化を促進するとともに、先進的かつ自発的な村おこし事業を運営するための組織として、Projectteam・3PLAY（以下「チーム」という。）を設置する。

### (協 議)

第2条 チームは前条の目的を達成するため、次の事項について協議立案する。

- (1) 農林漁業の活性化を図るための方向性と振興策に関すること。
- (2) 商工業の活性化を図るための方向性と振興策に関すること。
- (3) 旅館業の活性化を図るための方向性と振興策に関すること。
- (4) 特産品の開発・育成に関すること。
- (5) 島への定住人口の増加及び促進に関すること。
- (6) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組 織)

第3条 チームは、Projectteam・3PLAY メンバー（以下「メンバー」という。）15名以内で組織し、次に掲げる者の中から村長が委嘱する。

- (1) 農林漁業を経営する者
- (2) 商工業を経営する者
- (3) 旅館業を経営する者
- (4) 青年団体に所属する者
- (5) その他、村長が推薦する者

### (任 期)

第4条 メンバーの任期は2年とする。ただし、補欠メンバーの任期は前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 チームに、会長1名、副会長1名を置き、メンバーが互選する。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは職務を代理する。

### (会 議)

第6条 チームは必要に応じて会長が招集し、会長が会議を進行する。

- 2 会長はチームの規約を定め、チームに諮らなければならない。
- 3 会長はチーム開催前に、メンバーに対して事前に協議するテーマを提示しなければならない。
- 4 メンバーは提示されたテーマに則り、会議に参加しなければならない。
- 5 チームはメンバーの半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。

#### (担当職員の招集)

第7条 チームは、次の担当者を会議に招集し、意見等を求めることができる。

- (1) 産業・観光担当係長及び担当職員
- (2) 教育・文化担当係長及び担当職員
- (3) 保健・医療・福祉担当係長及び担当職員
- (4) 地域整備・環境衛生担当係長及び担当職員
- (5) 消防・防災担当係長及び担当職員

#### (報告)

第8条 会長はチームにおける各産業の活性化を図るための方向性と振興策について、その協議結果を村長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

#### (事業運営)

第9条 チームは、先進的かつ自発的なむらおこし事業を主体となって運営することができる。

- 2 会長はむらおこし事業の運営を総理し、指揮監督する。
- 3 副会長は第5条第3項と同様とする。

#### (メンバーの報酬及び費用弁償)

第10条 メンバーの報酬及び費用弁償は、別表第1に基づき支給する。

#### (事務局)

第11条 チームの事務局は、総務課企画情報係に置く。

- 2 事務局長は、総務課長をもって充てる。
- 3 事務局職員は、企画情報係長及び企画情報係職員をもって充てる。
- 4 事務局は、会長より依頼された会務に必要な業務を行うものとする。
- 5 事務局は、チームの議事録を作成し、第8条による報告及び次条の基礎資料として取り扱うものとする。

#### (振興プラン)

第12条 事務局は、第8条をもって報告された協議結果について、チームとしての短期・中期・長期とした振興プランとして取りまとめ、村長に報告するものとする。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、チームに関し必要な事項は、会長がチームに諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25年 6月 14日から施行する。

この要綱は、平成 26年 11月 26日から施行する。

別表第1 (第10条関係)

報 酬 額	費 用 弁 償
会 長 日額 12,000円 委 員 日額 10,500円	日当 2,000円+交通費 (バス代往復分)